⑷　入札書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限　平成24年10月26日午後５時
②　提出場所　上記３⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年10月29日午後２時（予定）　独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援局　入札室
⑹　本業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合（関係法人を構成員とする共同企業体１者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

４　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付　ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑼　詳細は入札説明書による。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Sasaki, Director General of Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Basic design of land readjustment and 2 other business at Osawa District, Yamada Town
⑷　Fulfillment period : 15 March 2013
⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Articles 331 and 332 of the Urban Renaissance Agency's Rules for the Operation of Accounting Practice
②　not be the company where a gang or a gangster influences management substantially or a company following this
③　have been qualified for the proposal of procurement of "Research" and "Civil design", through the Examination of qualifications for the Participation in the Competitive Tendering Procedures for Survey, Geotechnical Survey and Construction Consulting Business by Head Office, Urban Renaissance Agency in the fiscal year 2011 and 2012
④　have proved to meet all the requirements of the specifications
⑤　have proved to have actually performed the service with performance similar to that of service concerned
⑹　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 1 October 2012
⑺　Time-limit for the submission of tenders : 5 : 00 P.M., 26 October 2012
⑻　Contact point for tender documentation : Tomohiro Imai, General Affairs & Account Settlement Team, Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency, 1―7―25, Chuodori, Morioka City, Iwate 020―0021 TEL 019―604―3066

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

山田町大沢地区復興整備事業に係る基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年９月14日

独立行政法人都市再生機構
岩手震災復興支援局　局長　佐々木　功

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　03

○第１号

１　業務概要
⑴　業務名　山田町大沢地区復興整備事業に係る基本設計等業務
⑵　業務内容
・目的　本業務は、山田町大沢地区の復興整備事業を早期に事業化するために、住民等の意向及び山田町復興計画等を踏まえ、漁業集落防災機能強化事業による高台団地と漁業集落整備（用地整備、公共施設整備等）を基本とした基本設計図書等の作成、管理者協議資料等の作成、住民個別対応補助を行うことを目的とする。
・内容　①基本設計等　②管理者協議資料作成等　③住民個別対応補助
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成25年３月15日まで

２　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年９月14日から山田町大沢地区復興整備事業に係る基本設計等業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に山田町大沢地区復興整備事業に係る基本設計等業務設計共同体協定書（３⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
①　提出期限　平成24年10月１日（月）午後５時
②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　計画調整第１チーム　電話019―601―6423
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
３　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（政府調達第020号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」及び「土木設計」の認定を受けていること。
③　当機構関東地区（注：上記②の地区と同じ。）に営業拠点等（注：技術者が１名以上常駐する法人登記又は設立届等がなされた本・支店、営業所等の拠点）を有する者であること。